



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ヤマシンフィルタ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山崎 敦彦
(コード番号：6240 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 鷹野 徹
(TEL. 045-680-1671)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条 (社外取締役の責任限定) 及び第 38 条 (社外監査役の責任限定) の一部を変更するものです。なお、定款第 28 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
(社外取締役の責任限定) 第 28 条 当社は、 <u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	(取締役の責任限定) 第 28 条 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
(選任方法) 第 30 条 (省 略) 2. (省 略) 3. 当社は、会社法第 329 条第 2 項に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. (省 略)	(選任方法) 第 30 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. (現行どおり)

現行定款	変更後
<p>(社外監査役の責任限定)</p> <p>第38条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役の責任限定)</p> <p>第38条 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月24日(水)
定款変更の効力発生日 平成27年6月24日(水)

以上